

日輝会美術協会規約

第一条 (名称) 本会は日輝会美術協会と称し、本会の行う展覧会を日輝展とする。

第二条 (目的) 本会は卓越する能力を基盤とする美術家の団体として、吾が国の芸術文化に貢献し、会員相互の発展と親睦を促進すると共に、国際的にも交流を深めることを目的とする。

第三条 (本部) 本会の本部を東京都小平市学園西町2-18-3、三鞍エミリー方におき、支部を国内各地に設置し、必要に応じて外国にも支部を設置する。

第四条 (事業) 本会の事業は次の通りである。

日輝展、日輝展選抜展、日輝展支部展の開催、取材旅行、機関紙の発行、日美交への作品寄贈その他必要とする事業。

第五条 (組織) 本会の組織は次の通りである。

- (1) 名誉顧問、顧問、名誉会員 (若干名)、会長1名、常任理事 (若干名)、理事 (若干名)、監事2名、支部長、委員、会員、会友、協力会員
- (2) 本部には、総務担当、会計担当、広報、鑑審査担当、支部担当、日美交担当を置く。

第六条 (会議) 本会の会議は次の通りである。会議は3分の2以上の参加又は委任状によって成立し、決定は多数決による。

(1) 総会

総会は、会長、常任理事、理事、委員、会員、会友を以て構成し、本会の最高決議機関とする。

総会は本会の存続に関する事、その他の最重要事項について協議する。

総会は必要に応じてこれを開く。

総会は会長がこれを召集し、議長となる。

(2) 常任理事会

常任理事会は春、秋二回定例会議をもち会長、常任理事をもって構成し本会の常時の会務を協議決定する常任理事会には会長が各担当部理事及び関係者の出席を求め協議に加わることが出来る。

常任理事会は会長がこれを召集し、会長又はこれに替わるものが議長となる。

(3) 理事会

理事会は、会長、常任理事、理事を以て構成し、本会の重要会務を協議決定する。

理事会は毎年一回定例会議をもち、必要に応じて臨時理事会を開くことができる。

理事会は会長がこれを召集し、会長又はこれに替わるものが議長となる。

理事会には会長が関係者の出席を求め協議に加わることができる。

(4) 審査委員会

審査委員会は会長、常任理事、理事及び委嘱審査員によって構成し、日輝展の鑑・審査をする。

審査委員会は会長がこれを召集し、参加した審査委員によって成立する。

(5) 無鑑査は常任理事会で決定する。

(6) 支部長会

支部長会は各支部長を以て構成し、支部間の情報及び諸問題について意見を交換する。

第七条 (役員) の選抜方法及び任務等

(1) 会長は理事会において選出し、本会を代表する。

(2) 常任理事は理事会において選出し、会務を決定、処理する。

(3) 理事は理事会において選出し、基本的な会務について協議決定する。

(4) 監事は、理事会において選出し、本会の会計を監査する。

(5) 支部長は支部内の実情に応じて、支部で選出し、理事会の承認を得るものとする。支部長は支部内の会費・寄附金をとりまとめ、総収入の5分の1を支部保留金として保留し、5分の4を本部に納入する。

第八条 (委員・会員・会友)

(1) 委員の作品は無鑑査とする。但し、作品によっては選外になる場合もある。出品点数に関しては理事会において制限する。

(2) 会員は優秀な作品を連続出品することによって、理事会の議を経て委員に推挙される。

(3) 会友は理事又は支部長の推薦により、理事会の議を経て会員に推挙される。

(4) 一般出品者で優秀と認められたものは、理事会の議を経て会友に推挙される。

第九条 名誉顧問・顧問・名誉会員・協力会員は理事会がこれを決定する。

第十条 本会对し不相当と認められるものは、理事会の決議により除名することができる。

第十一条 本規約は、平成19年7月14日より発効する。

附 則

◎ 本会の会計年度の開始をその年の9月1日より始まり、翌年8月31日をもって終了する。

◎ 本会の会費を次の通りとする。

	名誉会員 (賛助会費)	1万円
入会金	初出品者	1万5千円
年会費	会長、常任理事、理事	3万円
	委員、会員、会友	1万5千円

◎ 年会費は所属支部に毎年1月末までに納入し、支部長は毎年2月末日までに本部に納入する。入会金を納めた年は年会費は免除となる。

◎ 振込先

H19年9月1日から {みずほ銀行 駒込支店 (559) 普通預金1070233
日輝会美術協会